論点①　自立支援に資するケアの更なる推進

論点①

■　今後、医療ニーズを有する高齢者や認知症高齢者等の増加が見込まれる中、特定施設入居者生活介護においても、より自立支援に資するケアを推進していくことが必要となる。

■　特定施設入居者生活介護において、認知症介護実践リーダー研修や認知症介護指導者養成研修の修了者を配置している施設は現時点で一部にとどまっているが、入居者に占める認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者の占める割合は、利用者全体の５割以上だったほか、認知症ケアのためのカンファレンスや個別計画の作成等の取組について、約３～６割の事業所で行われていた。

■　このような状況を踏まえ、特定施設入居者生活介護において、認知症への対応力強化を図るための方策について、どのような対応が考えられるか。

⇒　認知症への対応力強化に関する介護給付費分科会において説明及び議論を実施予定

■　特定施設入居者生活介護において、入居者個々の排泄リズムを把握した上での排泄介助など、排泄支援計画作成につながる取組は８割弱の事業所で行われていた。介護老人福祉施設等で排せつ支援加算Ⅰの要件として評価される排泄支援計画を作成している施設は28.3％だった。さらに、介護老人福祉施設等で上位区分である同加算Ⅱの要件として評価される、排尿・排便のどちらかの状況が改善し、いずれにも悪化がない状態を達成した入居者の割合は、排泄支援計画を作成した入居者のうち、平均で５割以上だった。

■　このような状況を踏まえ、特定施設入居者生活介護において、排泄支援に資するケアの更なる推進を図るための方策について、どのような対応が考えられるか。

対応案

■　特定施設入居者生活介護において、より自立支援に資するケアを推進するため、入居者ごとの排泄支援計画の作成・見直しや、排泄の状態の改善を評価することとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「特定施設入居者生活介護」 p.11 より抜粋

R６改定 ２.（３）④　アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し

概要

【看護小規模多機能型居宅介護 、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

○　排せつ支援加算について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。
　ア　排せつ状態の改善等についての評価に加え、尿道カテーテルの抜去についても新たに評価を行う 。【告示改正】
　イ　医師又は医師と連携した看護師による評価を少なくとも「６月に１回」から「３月に１回」に見直す。【告示改正】
　ウ　加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施 。【通知改正】
　エ　初回のデータ提出時期について、他の LIFE 関連加算と揃えることを可能とする 。【通知改正】

算定要件等

○　LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
＜入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し＞
・　入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
・　同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

＜排せつ支援加算（Ⅰ）＞
○　以下の要件を満たすこと。
イ　排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも３月に１回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。
ロ　イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること。
ハ　イの評価に基づき、少なくとも３月に１回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

＜排せつ支援加算（Ⅱ）＞
○　排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
・　施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がないこと。
・　又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。
・　又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。

＜排せつ支援加算（Ⅲ）＞
○　排せつ支援加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、
・　施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
・　又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと。
・　かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「特定施設入居者生活介護」 p.8 より抜粋

特定施設入居者生活介護における排泄自立に向けた支援・取組①

○　特定施設入居者生活介護において、日中におむつを使用している入居者割合の平均は、40.1%だった。
○　排泄介護の体制は、入居者の状態に合わせた支援計画の前提となる「入居者個々の排泄リズムを把握し、それに合わせて排泄介助を行っている」と回答した施設が８割弱と最も多い。この割合は、介護老人福祉施設における同様の取組の実施割合と同程度となっている。

日中におむつを使用している入居者の割合

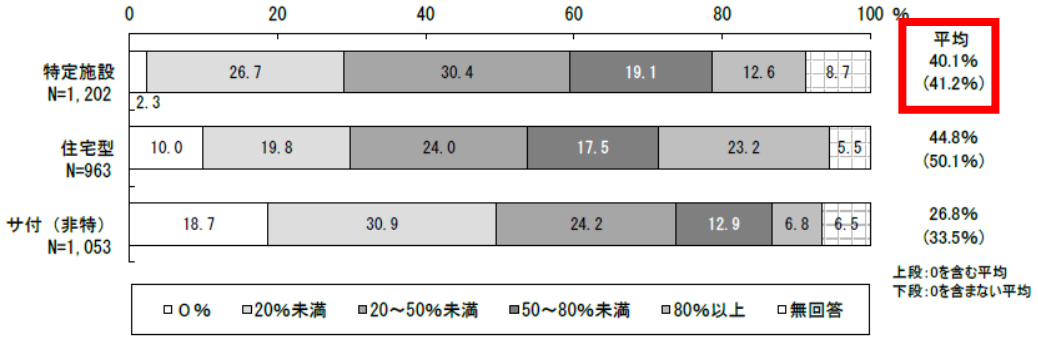

排泄介護の体制（複数回答）
（特定施設のみ）

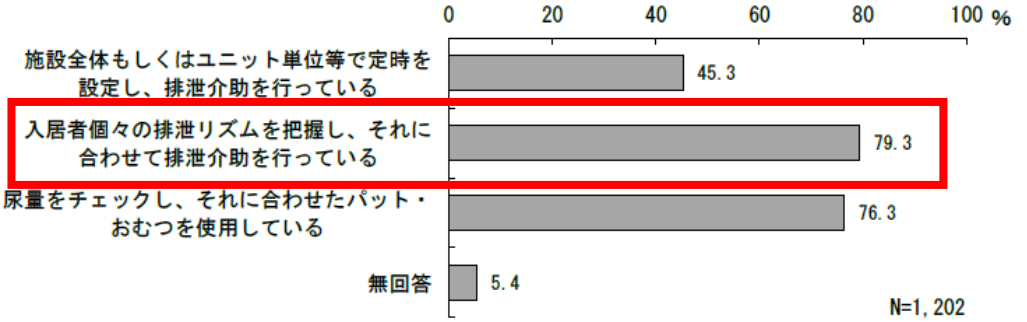

介護老人福祉施設における排泄介護の体制

	施設種別	定時介助	リズム把握	尿量チェック	プライバシーに配慮	合計
従来型部分	介護老人福祉施設	159 施設 (71.6%)	166 施設 (74.8%)	195 施設 (87.8%)	172 施設 (77.5%)	222 施設 (100.0%)
	従来型のみ	124 施設 (75.6%)	121 施設 (73.8%)	145 施設 (88.4%)	125 施設 (76.2%)	164 施設 (100.0%)
	従来型・ユニット型併設	34 施設 (60.7%)	43 施設 (76.8%)	48 施設 (85.7%)	46 施設 (82.1%)	56 施設 (100.0%)
	地域密着型	1 施設 (50.0%)	2 施設 (100.0%)	2 施設 (100.0%)	1 施設 (50.0%)	2 施設 (100.0%)
ユニット型部分	介護老人福祉施設	36 施設 (19.5%)	171 施設 (92.4%)	166 施設 (89.7%)	167 施設 (90.3%)	185 施設 (100.0%)
	ユニット型のみ	14 施設 (13.5%)	96 施設 (92.3%)	96 施設 (92.3%)	92 施設 (88.5%)	104 施設 (100.0%)
	従来型・ユニット型併設	18 施設 (31.6%)	52 施設 (91.2%)	51 施設 (89.5%)	54 施設 (94.7%)	57 施設 (100.0%)
	地域密着型	4 施設 (16.7%)	23 施設 (95.8%)	19 施設 (79.2%)	21 施設 (87.5%)	24 施設 (100.0%)

（出典）令和６年度老人保健健康増進等事業
「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「特定施設入居者生活介護」 p.9 より抜粋

特定施設入居者生活介護における排泄自立に向けた支援・取組②

○　特定施設入居者生活介護において、28.3％の施設が、入居者１人以上について、排泄自立に向けた支援・取組に関する計画を作成している。計画を作成している入居者の割合別に見ると、「25％未満（０％を除く）」の施設が21.4％、「25％～50％未満」の施設が4.2％で、平均割合は6.7％だった。
○　取組の成果として、計画を作成した入居者のうち、「排尿・排便のどちらかの状況が改善し、いずれにも悪化がない状態を達成」した割合は、「100％」の施設が25.1％で最も多く、次いで「０％」の施設が20.4％、「50～75％未満」の施設が20.1％となっており、平均割合は50.9％だった。
○　また、計画を作成した入居者のうち、「おむつの使用が必要なくなった」割合は、「０％」の施設が61.4％、次いで「25％未満」の施設が14.7％、「50～75％」の施設が9.4％で、平均割合は13.8％だった。

排泄自立に向けた支援・取り組みに関する計画を作成している入居者の割合
（特定施設のみ）

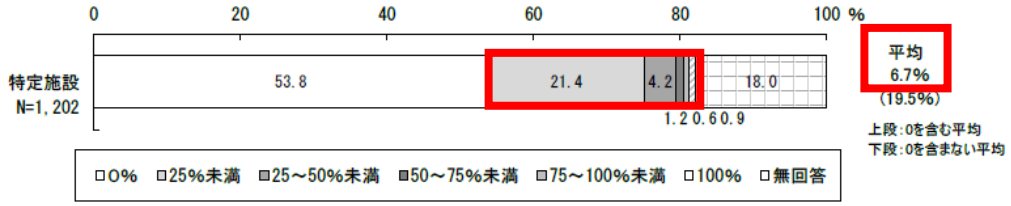

排泄支援計画を作成した入居者のうち、
排尿・排便のどちらかの状況が改善し、いずれにも悪化がない状態を達成した入居者の割合
（特定施設のみ）

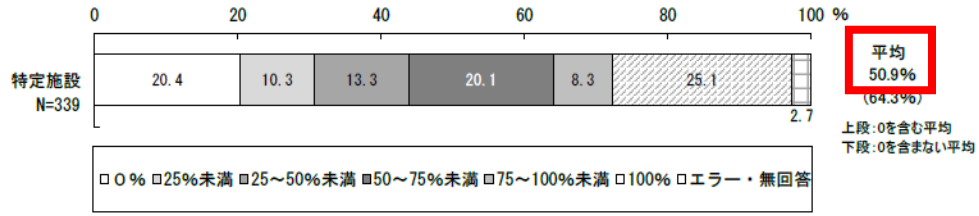

排泄支援計画を作成した入居者のうち
直近半年間でおむつの使用が必要なくなった入居者の割合
（特定施設のみ）

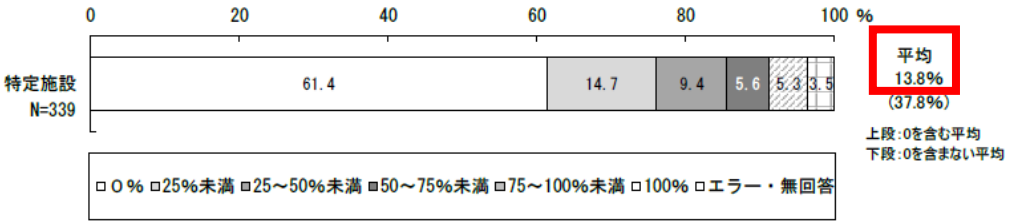

（参考）介護老人福祉施設における算定率

排せつ支援加算Ⅰ：19.1％

排せつ支援加算Ⅱ：2.2％

排せつ支援加算Ⅲ：0.7％

（出典）令和６年度老人保健健康増進等事業
「高齢者向け住まいにおける運営実態の多様化に関する実態調査研究」

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料1「特定施設入居者生活介護」 p. 10 より抜粋